

## 第5章 配慮すべき内容

「保全等に配慮すべき地域又は対象」と計画地との位置関係は、第4章の図4-4に示すとおりである。これを踏まえ、事業実施にあたって、自然環境の保全・生活環境の保全の観点から配慮すべき事項又は環境保全対策等を以下に示す。

### 5.1 水象

本事業は、仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業（以下、土地区画整理事業）により造成済の土地において物流倉庫棟の建築を行うものであり、河川流、湖沼、海域等の水象に影響を及ぼす規模の工事や施設の稼働は計画していない。

一方で、計画地の東～南側にかけて蒲生干潟、七北田川、貞山堀等が分布しており、「植物」及び「動物」の項で述べるように、動植物の重要な生息・生育環境として位置づけられている。

以上を踏まえ、工事中の実施に伴う濁水については沈砂処理を行ってから公共下水道に排水する等、工事が計画地外の水系に影響を及ぼさないよう、工事排水に関する工事計画の立案にあたって留意する。

### 5.2 地形・地質

計画地及びその周辺には、地形・地質に関する「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、「注目すべき地形・地質」である「井土浦・名取川河口・七北田川河口など」が分布している。計画地との距離を踏まえると、これに対する直接的な改変による影響はないと考えられるが、注目すべき理由の1つに鳥類等の重要な生息地であることが挙げられていることから、間接的な影響が及ぶ可能性がある。配慮すべき事項等については「鳥類」の項で示すこととする。

### 5.3 植物

計画地及びその周辺は、土地区画整理事業により造成済の土地である。また、植物に関する「保全等に配慮すべき地域又は対象」である、「自然性の高い植生」や「植物生育地として重要な地域」等は、植物への影響圏内（概ね200m）には分布していない。そのため、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって、本項目について留意が必要な事項はないと考える。

ただし、敷地内緑化を行うに当たり、生物多様性等に配慮した検討を行う等、緑化計画において留意する。

### 5.4 動物

計画地及びその周辺には、動物に関する「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、「蒲生特別保護区」を含む鳥獣保護区、県自然環境保全地域「仙台湾海浜」等、わが国や県を代表する動物の重要な生息地が分布している。これらと計画地との距離は、一般的な動物の影響圏（200m程度）よりも離れているが、鳥類は移動能力が高いこと等から、事業によりこれら動物の重要な生息地に影響が及ぶ可能性がある。

そのため、事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって、鳥類等を始めとする動物の生息・利用状況等について、これら動物の重要な生息地も含めて把握し、影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて事業計画や工事計画における配慮事項を検討する等、留意する。

## 5.5 景観

計画地及びその周辺には、景観に関する「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、蒲生干潟、貞山運河、仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）等の自然的景観資源のほか、貞山運河、震災遺構等、東北太平洋沖地震等による被災経験も含めた地域の歴史を物語る歴史的景観資源が分布している。本事業の実施によるこれら景観資源への直接的な影響は想定されないが、眺望景観への影響が及ぶ可能性がある。

そのため、建築物の外壁色は周辺との調和を乱すものを採用せず、また、緑地帯は景観に配慮したものである。

## 5.6 自然との触れ合いの場

計画地及びその周辺には、自然との触れ合いに関する「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、蒲生干潟、向洋海浜公園等が分布している。触れ合いの場の影響圏は一概には言えないが、音環境的な観点では200m程度、視覚的な観点では中～遠景域（500m程度以遠）、アクセス性という観点では触れ合いの場へのアクセスルートと工事用車両・事業関係車両の走行経路とが重なる範囲内において、利用環境に影響が及ぶ可能性がある。

そのため、「景観」の項で述べたような景観に関する配慮や、触れ合いの場へのアクセスルートを回避した走行経路の検討等、工事計画・事業計画の立案にあたり留意する。

## 5.7 文化財

計画地内に、文化財に関する「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、埋蔵文化財包蔵地「蒲生御蔵跡」が分布している。計画地は土地区画整理事業により平坦に造成済みであり、追加的な大規模造成は予定していないが、一定規模の掘削工事を予定することから、文化財保護法等の関連法令に基づき、仙台市の埋蔵文化財に関する所管部署との連携・調整を行いながら、事業による影響を回避・低減するための対策を講じる等、十分に留意する。

## 5.8 その他

計画地は、仙台市災害危険区域条例における「津波による危険の特に著しい区域」に含まれるが、第1章「対象事業の目的」で述べたような、仙台市の震災復興を受けた都市基盤整備の方針や、土地利用計画、事業選定経緯を踏まえると、これを理由に事業立地を回避することは適当ではない。そのため、建築物の屋上を津波襲来時に避難場所として利用可能とすることや、災害発生時に行政等の要請に応じて緊急的に物資供給拠点として活用すること等、災害危険地域に相応しい施設の設計・運用されるよう必要な検討を行うものとする。